平成２５年（フ）第１３３７１号
東京都世田谷区等々力３丁目32―19　豊田方２Ｆ
破産者　宮路　重広
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７５号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野77―８
破産者　白石永基こと　白　　永基
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５８２号
東京都港区赤坂７丁目５―33―208
破産者　戸高　徹也
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２３号
東京都港区三田４丁目19―21―412
破産者　野中　孝二
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２５号
東京都八王子市石川町2974―24　オリンパス第２石川独身寮
破産者　吉本十重子（旧姓志賀・多宇）
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６５９号
東京都江東区木場１丁目３番７号　江東荘301、開始決定時の住所東京都江東区塩浜２丁目５―16　塩崎荘
破産者　土崎　　保
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６８０号
東京都中央区勝どき２丁目４―12―501
破産者　長谷川友和
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６９４号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目43―１―203
破産者　三輪　勝義
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６９６号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1167―１―103
破産者　野瀬　正保
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７４０号
埼玉県加須市川口１丁目12―６
破産者　舩生　明良
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７５３号
東京都新宿区箪笥町18―３―307、住民票上の住所東京都千代田区外神田５丁目６―10―1001
破産者　山田　孝晴
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８０７号
東京都江戸川区上篠崎２―24―８―204、住民票上の住所兵庫県西宮市塩瀬町名塩5117―３―215
破産者　奥野　康城
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８４１号
神奈川県川崎市麻生区上麻生６丁目19―13―102
破産者　山田美千子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８４２号
神奈川県川崎市麻生区上麻生６丁目19―13―102
破産者　山田　弘恵
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８４３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1406―２
破産者　木村伸一郎
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８６８号
東京都豊島区巣鴨５丁目14―13　白鳥方
破産者　下田　　茂
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０８号
東京都杉並区宮前１丁目16―20―302
破産者　大石　典子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９号
茨城県日立市多賀町５丁目７番12号
破産者　諏訪電気工事株式会社
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０８４号
埼玉県新座市大和田５丁目５番３号新開荘103号室
破産者　有限会社ナカジマドラッグ
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
千葉県野田市柳沢226番地の１フラワータウンＢ―101号室、開始決定時の住所千葉県松戸市常盤平７丁目31番地の25
破産者　西條　五朗
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６３１号
千葉県松戸市常盤平７丁目31番地25
破産者　有限会社サイジョウ通商
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部